

小野小町の眞実

熊谷直春

小野小町というものは本名であり、彼女は小野滝雄の娘として生まれ、小野貞樹の妻となり、惟喬親王の母紀靜子に仕えた外命婦でなかつたろうか。

まず、「小野」であるが、これは氏姓である。従来の説では、地名とするもの、氏姓とするもの、さまざまあるが、後者が有力である。しかし、確証があつてのことではない。氏姓とする証拠をあげてみると、大江朝綱の「男女婚姻賦」(『本朝文粹』卷第一)に、「姫媛以居。類野小町之操」とある。「野」は氏姓小野の省略であつて、地名では省略しない。氏姓の省略は、「野女侍中」(典侍小野石子『文華秀麗集』)、「野宰相」(參議小野篁『古今集』真名序)、「野美材」(小野美材『本朝文粹』卷第八の作者名)など、いくらでも例をあげることができるが、小野の地名の省略などはない。朝綱は、仁和二年(八八六)から天德元年(九五七)まで生きた頃学である。小野小町を序文で論じ、彼女の歌を多く入収した『古今集』が成立した延喜五年(九〇五)の時、

二十歳であった。そのころ、六歌仙時代の人は多数健在していたし、朝綱は、有名な小野小町の素姓は十分聞いていたであろうから、地名か氏姓かをまちがうはずはないのである。

次に、「小町」というのは、実名である。従来の説は、大別すると、民俗学の立場から、小野氏出自の采女が持つところの世襲の靈媒職名とするものと、後宮女性の通称とするものとがあるが、実名である以上はいずれも誤りである。実名とする証拠をあげてみると。『古今集』以下の勅撰集における小野小町の作者表記は、「小野小町」か「小町」である。井上宗雄氏の「勅撰集の作者表記」(『国文学解釈と鑑賞』昭43・3)によると、女性作者で、氏姓でもって表記されるのは、四位で尚侍・典侍の官を持つ者であつて、その場合には、「官十(氏)十名十朝臣」の形になるという。たとえば、「尚侍藤原灌子朝臣」(『続後撰集』)、「典侍藤原因香朝臣」(『古今集』)のことである。また、女房の通称にも、氏姓がつく場合もある。たとえば、「清少納言」、「藤三位」(『後拾遺集』)のことである。右の二とおりのうち、後者の場合、氏姓を省略することはないが、前者の場合には、氏姓・官名

を省略して、「典侍治子朝臣」(『古今集』)、あるいは単に「因香朝臣」(同)とすることがある。すなわち、氏姓を省略した場合には、当然と言えば当然なのであるが、その作者表記には、官名・敬称が付されてあっても、必ず実名がはいっていることになる。

小野小町の場合、「小野」が氏姓であることは、すでに明らかになっている。したがって、氏姓を省略した「小町」には、必ず実名がはいっているはずである。しかし、「小」と「町」のいずれかが官名・敬称であり、またいすれかが実名であるとは考えがたいから、「小町」をして実名と見るべきである。

井上氏は、男性の場合であるが、「四位以下のは氏・名で表記し」「歌人として極めて著名な人(例えは人麿・貫之・光俊ら)は、その集の初出の所には氏を記すが、あとは氏を略する場合がある」とのべられている。小野小町の場合、次章でのべるようだ、事情あって後宮の女房であつても、官名を付されず、本名でもつて表記されたが、その場合、著名歌人であるため、右の例にならって、氏姓を省略して実名で表記したのではなかろうか。

次の証拠は、勅撰集(『古今集』・『後撰集』)における小野小町

「小野」という氏姓が昔からあったことは言うまでもないが、「小町」という実名があつたことも十分考えられる。日崎徳衡氏は、「小野小町」(『在原業平・小野小町』昭45・10)で、『平安遺文』から「伊西部小町女」というそのものズバリの実名を発見されているし、「今町・乙町・糸町」など、「町」の女性の実名もあげておられる。また、私の調査では、『三代実録』元慶元年(八七七)正月三日の条に、「興世朝臣貞町」という男性の実名が見える。「町」のつく実名は、男女とも、普通にあつた名まえらしい。また、『延喜式』の中に、「小町席」というむしろの名まえが随所に見える。このむしろがどういうものか、私にはよくわからぬが、あるいは小町という名まえは、むしろにちなむものかもしれない。

二

小町は、どういう身分の女性であったのか。以前からいくつつかの説が行なわれている。その主なものをあげると、(1) 小野氏出自の采女とする説(この説は、柳田国男・折口信夫・高崎正秀氏などによつて、民俗学的立場から継承的に研究、提唱されており、その総合的成果は、『和歌文学大辞典』の高崎氏による「小町」の項でまとめられている)。(2) 常寧殿、別名「后町」に仕えた中納戸女房とする説(前田善子氏『小野小町』昭18・7)、「厨町」で起居し、上番した女官であつて、その美貌と文才から町の姉や孫(『後撰集』の場合は、伝本によつて、姉が従姉になつたり、孫が姪になつたりしている)の表記法である。「小町が姉」「小野小町が姉」(諸伝本中、前者の方が圧倒的に多い)、「小町が孫」となつてゐる。氏姓を省略して、「一が女」、「一が母」などの場合、例外なく一部に実名がくる。姉や孫の場合も同種の例と考えられるから、「小町」も実名である。

名とする説（角田文衛氏「小野小町の実像」『王朝の映像』昭45・8）、更衣小野吉子はシニアの小野町で、小町はその妹であろうとする説（岡一男先生「小野小町伝の新資料」『短歌研究』昭12・11）などである。

これらの各説に対して、目崎氏は、前掲論文で、従来の批判をとりませて、次のような妥当な批判をされている。(1) 采女の貢進は、平安初期にはすでに停止されていた。もともと遺制としてわざかな定員はあったが、この説がとく小町の出身地出羽国はその貢進國にはいっていないから、采女説は妥當でない。(2) 常寧殿を后町と言うのは、后妃の詰所の謂だから、そこに仕えた女房までに「町」の名を負わすわけにはゆかない。「某町」の名まえはたくさんあって（目崎氏があげている例は前章で紹介している）、村井説のように格別の所に住んだ女性だけに、「町」の名を負わすわけにもゆかない。(3) 小野吉子が更衣であったことを認めて、それに比定する小町が更衣であったという確証はない。

(2) の前田、(3) の角田・岡説は、いずれも『古今集』の作者、「三条町」「三国町」に結びつけられている。この両「町」の女性は、小野小町の名まえを論ずるにあたって、必ずと言つていいほどふれられるものであるが、小野小町とは同様には扱えないとする私論をのべておく。右の両「町」の経歴について、『古今和歌集目録』では、次のように説明している。

三条町 従四位上紀靜子。正四位下名虎女。文德天皇為御息所。（以下略）
三国町 正四位下紀名虎女。仁明天皇更衣。貞登母。登者。仁

明天皇第十五子也。

三条町の歌は、『古今集』（九三〇）に次のように見える。

田村の御時に、女房の侍ひにて御屏風の御御覽じけるに、滝の落ちたりける所おもしろし、これを題にて歌よめと、

侍ふにおはせられければよめる

三条町

思ひせく心のうちの滝なれや落つとはきけど音の聞えぬ

詞書によれば、作者は「女房の侍ひ」（清涼殿の西廄にある女房の詰所、台盤所）に伺候していたようであるから、女房と考えるのが自然である。しかし、天皇がそこにお見えになつたのであるから、いわゆる「女房」（御匣殿以下女蔵人にいたる女官）ではなくて、「御息所」（女御・更衣以下の方々を漠然という名称）であつてもいい。そして、「田村の御時」（文德天皇の御代）とあるのだから、三条町は文德天皇の御息所（尊卑分脈）・勅撰作「者部類」では、具体的に更衣としている。紀靜子であったことは十分考えられるところである。

これにくらべると、三国町の場合には、歌からヒントになるものは何もない。『古今集』（一五二）に、

三国町

やよや待て山ほとときす言づてむわれ世の中にすみわびぬとよとあるだけである。したがつて、彼女の経歴については、『古今和歌集目録』によるしかないものであるが、その説明は乱れている。名虎の娘で仁明天皇の更衣になつたのは、静子の姉種子であるが、種子は貞登の母ではない。すなわち、『三代実録』貞觀八年（八六六）三月二日の条に、「是日勅。沙亦深寂陽三姓貞朝臣名

登。叙「正六位上。貫。右京一条一坊」(中略)深寂。是仁明天皇更衣三国氏所生也。」とある。このことから、岡先生の前掲論文、目崎氏の「在原業平の歌人形形成」(『平安文化史論』昭43・11)、角田氏の前掲論文では、三国町は仁明天皇の更衣三国氏の某女であるとされている。

確かに三国氏であれば、「三国町」に通つて、三国町の通称の説明には都合がいい。同じように、「小野小町」も説明したいところである。しかし、これには疑問が残る。「町」の上に、氏姓を冠する点においてある。『古今集』からすれば、三国町はわからないにしても、三条町は確かに後宮女性のひとりであった。そして、三条町の「三条」というのは、当時この氏姓はないから、地名があるいは、角田氏が言うように、三条にあつた彼女の里第名かによるものであろう。そうすると、氏姓を冠した三国町とは明らかに矛盾するのである。この点について、角田氏は、「紀靜子が『三条町』と呼ばれたのは、姉の種子が恐らく『紀町』と名づけられていたのと区別するためであり、それは彼女の里第が三条にあつたことに因んでいると推測される」とのべられている。しかしながら、一方では、小野小町を両「町」と同じく更衣の身分とされる角田氏は、「小町の小は、和泉式部に対する小式部の小(junior)と同じ意味と解される。小町という名自体、彼女の叔母、従姉、妹、姉などのうちの誰かが『小野町』と言う宮廷名をもつ更衣として、淳和天皇ないし、仁明天皇の後宮にあつた事實を指証している」とのべられている。この論法からすれば、静子も三条町ではなく、紀小町と呼ばれてしかるべきでな

かろうか。以上のことから、私は三条町の「三条」が地名である以上(私は里第名は知らない)、三国町の「三国」とて、地名であるまいかと思うのである。したがって、両「町」は、氏姓名の小野小町とは同様に論じられないでのある。

村井氏の小野小町を、厨町の女性とする説はおもしろいと思う。厨町は、今日の公務員の寮であり、『拾芥抄』によれば、采女町・内教坊町・女官町など、いかにも小町と関係ありそうな「町」をはじめ、その他たくさんある。私も、村井説に啓発されてついぶん調査してみたが、小町と関係づけての結論は出なかつた。それに、目崎氏の批判にあるように「町」の名まえはどこにでもあると言わると、特別厨町にばかりかわる気持ちにもならない。ただ、私に言わせると、やはり「町」の名まえをつける以上、何か「町」にちなんだものがあったとは思うのである。二つ例をあげてみる。

延喜十六年(九一六)七月三日付『檢非違使勘文断簡』(『政事要略』卷第八十一)に、道吉常の妻、国仁町(仁町とも)が出てくる。吉常は勘文によると、左兵衛府に兵衛として勤めていたようである。『拾芥抄』によれば、厨町の中に、左兵衛町がある。この夫婦がこの町に住んでいたとすれば、それにちなんで国仁町という名まえもありうるではないか。

また、『宇津保物語』には、市町の女、徳町が出てくる。これもまた、「町」にちなんだ名まえではないか。いずれにしても、「町」と女性名との関係は十分想像され、(2)、(3)の説でも、研究の余地はまだ残されていると思う。

ところで、従来の説を批判された日崎氏の小野小町の説を紹介するのがあとまわしになった。氏の説は、「平安時代の女官の大半は京畿氏族の子女によって占められたから、小町は小野氏の氏女として宮仕えたものとわたくしは思う」というものである。それについての考証はまったくないので、軽はずみな批判はさしひかえたいが、私の不十分な調査では、それを立証するだけの証拠はなかった。結局、私説を述べることによって批判としたい。

私の考える小町の身分は、「外命婦」である。井上氏も、前掲論文でのべておられるように、勅撰集における女性の作者表記はなかなか複雑で、原則の確認が困難な場合がある。しかし、私の調査に関する限り、位階や官名を付さないで、氏姓・名だけで表記されたのは、小町を除いて『後撰集』の作者「藤原のかつみ」だけである。すなわち、『天福本』(以下、諸伝本は、『後撰和歌集総索引』大阪女子大学国文学研究室編・昭40・12を参照、歌番号は『天福本』の番号)五一二番に次のよう表記されている。

あひしりて待ける人のもとに返事見むとてつかはしける
元良のみこ
返し
藤原かつみ

ゆふくれば松にもかゝる白露のをくる朝やきえはよつらむ
同じ表記は、『貞応二年本』、『堀河本』であり、『中院本』は「かつみ」であり、『二荒山本』は「かみの命婦」(「」)が抜け

たものであろう)、『片仮名本』も「カツミノ命婦」である。確かに、『天福本』一六〇番の詞書に次のように「藤原のかつみの命婦」と見える。

藤原のかつみの命婦にすみ侍けるを、人のてにうつり侍にける又のとし、かきつけたにつけてかつみにつかはしける
良岑義方朝臣
いひそめし昔のやとの杜若色許こそかたみなりけれ

詞書に「藤原のかつみの命婦」とあるのは諸本同じである。これからすれば、作者名に「かつみの命婦」とあってもおかしくないが、しかし實際は誤りである。『後撰集』では、命婦の場合、詞書では「実名+命婦」にしたらしいが、作者表記では「命婦+実名」に統一したらしい。例は「命婦清子」である。(一三三三番の詞書に、諸本すべて「清子の命婦」(ただし、『二荒山本』と『片仮名本』は卷二十が欠けているので、この歌と詞書はない)とあるが、一三八四番の歌の作者名に、諸本すべて「命婦清子」(ただし、前と同じ理由で『二荒山本』と『片仮名本』にはない)。また『堀河本』には「命婦」がないが、他本を考え合わせると書き忘れたのである)とある。以上の事実から、「かつみの命婦」の作者表記は異例であつて、後世の誤りである。したがつて、「藤原のかつみ」か「かつみ」が正しいことになるが、諸本すべての詞書に「藤原」の氏姓が見え、「後撰集」の伝本のうち、最高位の『天福本』に従つて私論では「藤原のかつみ」を正しい作者表記とする。

作者名には、撰集の方針から命婦とされなかつたが、かつみは

一六〇番の詞書によれば、確かに命婦であった。作者名に官名が付されなかつたのは、おそらく、井上氏ものべておられるよう宮仕えの時期が短かつたのであらう。そこで、私は「藤原のかつみ」を、氏姓・名だけの小野小町と結びつけて考え、「後撰集」の作者表記は『古今集』にならつてゐるから、小町も命婦とするのである。小町も「命婦小町」と表記されなかつたのは、やはり宮仕えの時期が短かつたのではなかろうか。命婦は令制で、四・五位の女官および五位以上の官人の妻がなる。前者を内命婦、後者を外命婦といふのである。正史（『続日本後紀』・『文徳実錄』・『三代実錄』）によれば、位階を勅授する女叙位の際、五位以上の氏名は書きしるしてゐるようであるが、小野小町の名まえは見えない。したがつて、命婦でも外命婦であつたと私は考へるのである。

三

小町が外命婦であつたとすれば、五位以上のだれかの妻であつたはずである。私は小町の作品の中で、信用おけるものは『古今集』と『後撰集』のものだけと考えてゐるので、その中で、彼女と交渉のあつた人物を搜すと、安倍清行・小野貞樹・良岑宗貞（遍昭）・文屋康秀の四人である。このうち、康秀は生涯五位以上になつたとは思われないから除くことにする。『古今和歌集目録』によれば、清行は貞觀二年（八六〇）十一月十六日に、貞樹は嘉祥三年（八五〇）四月十六日に、宗貞は承和十二年（八四五）正月七日に、それぞれ從五位下となつてゐる。したがつて、この三

人には、外命婦小町の夫たる資格は十分にある。三人との交渉を物語る贈答歌は、それぞれ一回ずつしか伝えられていないが、このうち、贈答歌前後の交渉関係がわからぬのは、清行と遍昭である。清行との贈答は、例の下つ出雲寺で行なわれたものであり（『古今集』五五六・五五七）、遍昭との贈答は、石上寺で行なわれた有名なものである（『後撰集』一一九六・一一九七）。これら贈答歌について、「二人の間で、冗談交りに贈答された歌である（小沢正夫氏の日本古典文学全集『古今和歌集』昭46・4の解説）、「大人の両人の軽妙洒脱な挨拶」（目崎氏前掲「小野小町」として、恋愛・夫婦関係など考へないのが普通の見方である。ただ、前に述べたように一回だけの贈答歌が残つてゐるのであるから、その前後の関係はよくわからぬのである。

以上のふたりにくらべて、交渉関係がはつきりわかるのは、貞樹との場合である。ふたりの贈答歌は、『古今集』（七八二・七八三）に次のように見える。

今はとてわが身時雨にありぬれば言の葉さへに移ろひにけり
返し 小野貞樹

人を思ふ心の木の葉にあらばこそ風のまにまに散りもれめ
小町の歌の「今はとてわが身時雨にありぬれば」からすれば、長年続いたふたりの関係も終わりに近づき、その原因も彼女の女心からすれば、容色の衰えにあつたらしい。また「言の葉さへに移ろひにけり」からすれば、貞樹は言い訳をしているが、心もことばもすっかり冷たくなつたようだ。中年夫婦の愛の醒めた國で

ある。ふたりの長年の関係からして、三人の中から、小町の夫を選ぶとすれば、現存の資料で判断するかぎり、貞樹がもつともそれにふさわしい。

目崎氏は、この贈答を嘉祥四年（八五一）以前とされている。この年、貞樹は甲斐守となつて在地に赴任しているし、その後も天安元年（八五七）には大宰少弔、次いで貞觀二年（八六〇）には肥後守となり、最後まで辺境の任地だけに日を送つておらず、また小町が甲斐や九州路へ同行した形跡もないからである。また、目崎氏は、嘉祥三年（八五〇）に貞樹四十歳、小町も大体それに近い年齢とされる。その理由は、この年の四月十六日、皇太子（文徳天皇）即位の際、貞樹は從五位下に叙せられており、彼くらいの中級官人の叙爵の年齢は、この時代では大体四十歳前後だからであり、小町も歌意の示すように、容色の衰えを自覚しているからである。

ところで、小町が貞樹の妻とすれば、彼女が外命婦となつたのは、夫が從五位下となつた嘉祥三年（八五〇）四月十六日以後のことであり、四十歳ころのことであった。この年文徳天皇の御代となり、新たに後宮に新しい女房たちがはいつたものと思われ、そのひとりが小町であつたろう。小町には、『後撰集』からすれば、孫がいたようであるから、当然子どももいたであろう。四十歳と言えば、子どもたちもひとり前になつており、家庭生活に余裕も出てき、宮仕えに出る気になったのかもしれない。

その当時、前掲の贈答歌に見られるような、夫との不和は、おそらくなかつたのではないか。

彼女が後宮で仕えたのは、三条町紀静子でなかつたろうか。小野氏と紀氏の密接な関係を考えると、皇太子となるべき惟喬親王の母静子のために、有名な歌人である小町を後宮に入れようとする運動が両氏にあつたようになるふさわしい女房であったろう。しかし、宮仕えに出て一年たたずして後宮から退いたのではなかろうか。その原因について、私は二つ考える。その一つは、彼女が期待していた惟喬親王が皇太子とならず、十一月二十五日に、藤原明子の生んだ惟仁親王が良房の強引な政治力で皇子に決まつたこと、二つめは、家庭生活以上に宮仕えの生活に心奪われた彼女から、しだいに貞樹の心が離れていったからであろう。惟喬親王の皇嗣問題から宮仕え生活のむなしさを感じ、家庭生活をかえりみるようになった「時雨」のころには、夫婦の関係は冷たくなつていていたのであろう。そして、翌嘉祥四年（八五一）に貞樹が甲斐守になつて任地に下るころまでには、あたりは夫婦ではなくつていたのであるまいか。それと同時に、五位以上の妻でなくなつた小町は、後宮から退つたものと思われる。

当時の一般的傾向として、女性の名まえが本名ではなく、通称で伝えられる場合が多いのであるが、小町が本名で伝えられたのは、有名歌人であったこともあるうが、それとは別に藤原かつみ同様に宮仕えに出ていたためであろう。しかし、その期間があまりに短かつたために、勅撰集の作者表記には、官名が付せられなかつたのである。

四

小町の父母を明らかにすることは、きわめてむずかしいことである。『古今和歌集目録』では、「出羽国郡司女。母衣通姫云々。号ニ比右（古）姫云々」と伝えており、類従本『小野氏系図』では、出羽守良真の娘と伝えている。『古今和歌集目録』の「母衣通姫」などは、でたらめもいいところで、これではその他の記載も疑いたくなる。また、『小野氏系図』の「出羽守良真」などと

いう人物は、正史にまったくあらわれないところを見ると、実在の人物とは思えない。したがって、不明とするほかないのであるが、一応『小野氏系図』から実在の人物を搜すならば、父となるべき人物は、滝雄と峯守のいずれかになるようと思われる。目崎説に従つて、嘉祥三年（八五〇）に小町四十歳とすれば、このふたりしか該当者はいない。前田氏に、小町は篠の娘とする説があるが、篠は仁寿二年（八五二）に五十一歳で没している。嘉祥三年（八五〇）には四十九歳であるから、小町の「わが身時雨にふりぬ」の年齢をかなり若く見ても、彼の娘とはなりえない。まして、篠の息良真の娘などということは、まったく考えられない。

結局、小町の年齢からすれば、父は篠の父と同年配の人物が想像されてくる。したがつて、滝雄・峯守（峯守は篠の父）兄弟を候補者にあげるのである。

このあたりのうち、いづれが小町の父であつたろうか。角田氏は、小町と出羽國を結ぶ伝説を信じ、父は出羽守滝雄とされている。母は、『古今和歌集目録』に従つて、出羽郡司の娘、比古姫

であるという。私は、母はわからないが、父は滝雄でなかつたかと思う。角田説とは別に、小町の歌から、そのことを推定してみる。『古今集』（六二三・七二七・墨滅歌）に（作者名は略す）、

(1) みるめなきわが身をうらと知らねばや離れなで海人のあしたゆく来る

(2) 海人のすむ里のしるべにあらなくにうらみむとのみ人の言ふらむ

をきのゐ みやこしま

(3) をきのゐて身を焼くよりもかなしきは都島辺の別れなりけりとあり、また『後撰集』（七八〇・一〇九一・一三六一）に、

おとこの氣色やうやうつらげに見えければ

(4) 心から浮きたる舟に乗りそめてひと日も波にぬれぬ日ぞなき

定めたるおとこもなくて、物思ひ侍りけるころ

(5) 海人のすむ浦こぐ舟のかぢをなみ世をうみわたる我ぞかなしき

海のほとりにて、これかれ逍遙し侍りけるついでに

(6) 花咲きて実ならぬものはわたつ海のかざしにさせるおきつ白

とある。

かなり海に関係のある歌が多く、(6)からすれば、小町は実際に海辺での生活をしたらしい。しかも、その時期は、『後撰集』の三首からすると、容色もおとろえて、頼りのない生活を送つてゐる。私は、その時期を齊衡元年（八五四）のころであるらしい。私は、その時期を齊衡元年（八五四）のころと推定する。理由は、滝雄の息恒柯がこの年に播磨守となつ

てゐるからである。『三代実録』貞觀二年（八六〇）五月十八日の条に、恒柯の卒伝があり、その中に「明年（齊衡元年）為播磨守。治貴簡要。政不開闢」とあり、彼は實際に任國に行つたようである。同条によれば、彼は五十三歳で没しているから、小町よりは三歳年上といつてよいことになる。また、同条によれば、彼は学問にすぐれ、書をよくしたようであるから、小町の兄にふさわしい。

そこで私は考えるのであるが、嘉祥四年（八五一）ころ、夫貞樹と離婚した小町は、「定めたるおとこもなくて物思ひ侍りける」齊衡元年（八五四）ころ、寂しさをまぎらわすために、兄にあたる恒柯を尋ねて行つて、播磨の海に遊んだのではないかと。当時、小町は四十四歳、容色の衰えた彼女が海浜をさまよつたとすれば、兄恒柯を尋ねた以外には考えられないのである。そのことから、小町の父を滝雄とするのである。

(3)の歌は、物名（地名は不明）であるが、都と遠い島との別れとは、貞樹との別れではないか。(5)・(6)の「定めたるおとこもなぐ」「海のほとりにて、これかれ逍遙し」ていた彼女に、(1)・(2)・(4)からすれば、言いよる男があり、不満足ながら、この地で再婚したのではないか。将来の生活を考え、何よりも年齢からくる容色の衰えに、彼女は自信がなかつたのであろう。

小町が播磨国に長年いたとは思われない。遅くとも、兄の恒柯が没した貞觀二年（八六〇）以前には、帰京したものと思う。五十歳以前のことである。おそらく、播磨国の男とは別れてのことであろう。帰京してからの彼女の生活は、どのようなものであつ

たか。それは、それこそ「花の色は移りにけりないたづらに我が身世にふるながめせしまに」の歌に見られるような過去の思い出にふけり、和歌を唯一のなぐさめとする孤独な老女の生活であつたろう。

文屋康秀が三河掾になりて、県見にはえいでたたじやと言ひやれりける返事によめる 小野小町
わびぬれば身をうき草の根を絶えて誘ふ水あらばいなむとぞ思ふ

『古今集』（九三八）にある有名な歌である。康秀が三河掾になつた時期はわからない。しかし、歌の内容からすれば、小町はすつかり落ちぶれてしまつてゐるから、帰京してからのことではなかろうか。王朝時代、若いころ、宮中ではなやかな恋愛経験をした女房が容色の衰えとともに、男たちから相手にされなくなり、地方官の妻となつて都落ちする例が多く見られるが、それと似たような晩年であったのであろう。小町の没年は、不明であるが、おそらく、貞觀末・元慶の初めのころではなかろうか。六十六・七歳と推定する。ちょうどそのころ、清和天皇の后となつた藤原高子が、後宮に康秀・素性・業平・興風・敏行などを招いて、はなやかな後宮サロンを形成していた。

注 諸伝本によつて「きよいこ」「いさきよしこ」「いさきよしこ」などとあるが、区別するのは煩しいので、『天福本』（一三八四）に「命婦いさきよしこ清子」とあるのに従つて、「清子」に統一した。